農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百八十三号

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年八月二日とする。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百八十四号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項第四号中「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に改める。

附　則

この政令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百八十五号

独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第四十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者に係るその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分については、一万円とする。

附　則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百八十六号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第二条第三項及び第四項、第五条、第三十条第一項及び第三項並びに第三十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十五　地域的な包括的経済連携協定

第二条に次の一号を加える。

四　地域的な包括的経済連携協定